

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 介護予防支援等を提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人横浜市助産師会
代表者氏名	代表理事 高橋景子
本社所在地 (連絡先)	222-0033 横浜市港北区新横浜 1-16-2 SE エトワール 201

2 ご利用者への介護予防支援等提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションはなみずき
介護保険指定 事業者番号	1460990358
事業所所在地	横浜市港北区新横浜 1-16-2 SE エトワール 201
連絡先 相談担当者名	電話番号 045(620)5116・ファックス番号 045(374)5379 管理者 河合貞子
事業所の通常 の事業 実施地域	訪問看護・介護予防 横浜市港北区、都筑区、神奈川区、鶴見区、緑区、青葉区、保土ヶ谷区

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援者等からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行うこと。
運営方針	基本方針 1 利用者が要支援状態になった場合においても、その状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるように配慮したものとします。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率

	<p>的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。</p> <p>4 事業を行うにあたっては、横浜市、地域包括支援センター、医療機関、他の介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。</p> <p>留意点</p> <p>5 サービスの提供に際しては、介護予防の効果を最大限に引き出すため、以下の点に留意して行います。</p> <p>(1) 特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取り組みを総合的に支援することによって生活の質の向上を目指します。</p> <p>(2) 利用者による主体的な取り組みを支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援します。</p> <p>(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有します。</p> <p>(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮します。</p> <p>(5) 他の専門職との連携により、地域における様々なサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取り組みを積極的に活用します。</p> <p>(6) 地域支援事業及び介護給付との連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮します。</p> <p>(7) 利用者の個別性を重視した、効果的な介護予防サービス計画を策定します。</p> <p>(8) 機能の改善の後も、その状態の維持への支援に努めます。</p>
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月火水木金（祝日及び12月29日～1月3日除く）
営業時間	9：00～17：00

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 河合貞子	
職 種	主 な 職 務 内 容	人員数
看護師	医療ケア等	2.5 人以上満たす

3 介護予防支援等の内容、利用料・その他の費用について

介護予防支援等の内容	提供方法	介護保険等の適用有無	1 ヶ月あたりの利用料（介護保険等適用の場合は利用者負担）
①介護予防サービス計画の作成	別紙に掲げる「介護予防支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑧の内容は、介護予防支援の一連業として、介護保険または介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるものです。	介護保険または介護予防・日常生活支援総合事業適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険等により負担されます。）
②介護予防サービス事業者等との連絡調整			
③サービス実施状況把握			
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥目標の達成状況についての評価			
⑦要介護（支援）認定申請に対する協力、援助			
⑧相談業務			

※ただし、保険料滞納により、支払い方法の変更処分を受けている場合については、いったん利用料全額を事業者を支払う必要があります。
 （上記の利用料については、介護報酬の改定又は事業の内容変更に伴い変わることがあります。）

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

担当職員等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、事業者が使用する保健師等の担当職員、または計画原案作成等の委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（この説明書中で「担当職員等」と表記します。）は利用者の居宅を訪問することがあります。
 また、上記の訪問以外に、特段の事情がない限り、利用者に対する電話連絡を行います。（月1回程度）

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。
----------------	---

	イ 請求書は、利用明細を添えて利用があった月の翌月 20 日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
②利用料、その他の費用の支払い	ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、以下のいずれかの方法によりお支払ください。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 現金支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくこととなります。
ただし、お支払いにお困りの場合は別途ご相談ください。

6 介護予防支援等の実施等における留意事項

①利用者宅への立入について	事業者が介護予防支援等の実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合は、事業者の使用する従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとる場合があります。 ただし、その場合事業者及びその使用する従業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をしなければならないものとしします。
②利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合の取り扱いについて	利用者及びその家族と事業者が、介護予防支援等の内容について介護保険法やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとしします。
③利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合	利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えるようお願いいたします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

8 事故発生時の対応について

①利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合	速やかに市町村・利用者・予め利用者が指定した利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとしします。
②サービス提供時等において利用者の心身に緊急の事態が発生した場合	速やかに、必要な措置を講ずるとともに、利用者の主治医、あらかじめ利用者が指定した連絡先(利用者の家族等)へ連絡を行うものとしします。
③損害賠償について	利用者に対する介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 保険については、損害賠償責任保険に加入しています。

9 高齢者虐待について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ②従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に努める環境の整備に努めます。

10 介護予防支援等の業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】	所在地 横浜市港北区新横浜 1-16-2 SE エトワール 201 電話番号 045 (620) 5116 FAX 番号 044 (374) 5379 受付時間 9:00~17:00
【市町村の窓口】 はまふくコール	所在地 横浜市健康福祉局介護事業指導課 電話番号 045-263-8084 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始 (12月29日~1月3日)を除く。)
【各区の窓口】 区役所高齢・障害支援課	港北区:045-540-2237 青葉区:045-978-2453 都筑区:045-948-2316 鶴見区:045-510-1847 神奈川区:045-411-7114 緑区:045-930-2433 保土ヶ谷区:045-334-6384
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号 045-329-3447 [受付時間] 午前8時30分~午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

11 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	横浜市港北区新横浜 1-16-2 SE エトワール 201
	法人名	一般社団法人横浜市助産師会
	代表者名	代表理事 高橋 景子 印
	事業所名	訪問看護ステーションはなみずき
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

具体的取扱方針

(別 紙) 介護予防支援業務の業務の実施方法等について

1 介護予防サービス計画の作成について

(1) 事業者の担当職員の氏名及び職種

担当職員の氏名 _____

担当職員の職種 _____

- (2) 事業者は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等への面接により利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等の日常生活の状況を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、課題の把握に努めます。
 - ② 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族等に提供します。
 - ③ 事業者は、利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、及び特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - ④ 事業者は、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、介護予防サービス等の提供を行う事業所の担当者等から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - ⑤ 利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標を定め、目標を達成するために行うべき支援の内容とその期間等を定めます。
 - ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
 - ⑦ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう支援を行います。
- (3) 事業者は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (4) 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- (5) (4) の場合において担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (6) 事業者は、作成した介護予防サービス計画の原案の、介護保険給付または介護予防・日常生活支援総合事業の有無や利用料等の内容について、利用者またはその家族によるサービスの選択に役立つように、利用者またはその家族に対して説明します。
- (7) 事業者は、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- (8) 利用者は、事業者が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 事業者は、介護予防サービス計画の作成後も、利用者またはその家族等、さらに介護予防サービス事業者等と継続的に連絡をとり、介護予防サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿った介護予防サービス等が提供されるよう介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- (2) 事業者は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (3) 事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者に居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供すると共に、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防サービス計画の変更について

事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更をこの介護予防支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- (1) 事業者は、利用者の要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 介護予防サービス計画等の情報提供について

利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。